

補助金概要調書

補助金名	障害者グループホーム夜間世話人等配置事業費補助金			
所管部課	福祉保健部障がい者支援課(TEL23-5153(直通)) E-mail: shien@yonago-city.jp)			
補助対象者	障害者グループホーム・ケアホームを運営する者			
補助開始年度	平成16年10月			
交付目的	知的障害者・精神障害者グループホーム利用者の安全を確保し、グループホームの設置促進及び運営の安定化を図ることを目的とする。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	3,553千円 (1,009)千円	4,200千円 (830)千円	4,874千円 (2,437)千円	10,084千円 (5,442)千円
補助事業の内容	グループホーム等をパニックや発作等を引き起こすおそれのある障害者が利用する場合に、夜間に専任の世話人(以下「夜間世話人」という。)を配置する事業			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		25,683千円	
	内補助対象経費		7,007千円	
	補助対象経費の内訳		夜間世話人の人件費(各種手当、社会保険を含む。)	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		夜間支援対象利用者1人当たりの夜間世話人(共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間に専従で夜間支援を行う者1人分)の1日当たりの人件費(各種手当、社会保険を含む。(夜間世話人の人件費を夜間支援対象利用者の数で除して得た額(1円未満端数切捨て)))×援護者数×延べ支援日数	
	限度額		無	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 1/2 市 1/2 その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	グループホーム利用者の安全を確保し、グループホームの設置促進及び運営の安定化を図ることができる。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	障害者の地域移行を進める中で、グループホームの果たす役割は大きく、グループホームの設置を促進する上からも、本事業の継続が必要である。			
その他参考事項				